

- 火薬類を消費するため譲り受けようとする者は、都道府県知事の譲受及び消費の許可を受けなければなりません。この場合は、譲受・消費許可申請をすることとなります。
ただし、特定の目的のための一定数量以下の火薬類を消費する場合については、消費許可を受けることなく消費することができますが、この場合においても、譲受許可は受ける必要があります。

【建設用びょう打ち銃用空包の場合】

- 建設用に用いるため、同一の消費地において1日につき建設用びょう打ち銃用空包を200個（その原料である火薬又は爆薬が0.4g以下の場合は400個）以下消費する場合は、無許可消費ができるため、譲受許可申請をすることとなります。
- 提出書類
(1)火薬類譲受許可申請書
(2)銃砲所持許可証の写し（各ページをコピーして、それぞれ原本と相違ない旨記載の上、署名・押印したもの）
(3)人命救助等に従事する者届出済証明書の写し（従事者を届け出ている場合にのみ必要。②と同様に原本照合の上、署名・押印）
(4)建設用びょう打銃用空包保安講習受講証の写し（受講している場合のみ）
(5)誓約書（他府県業者が大阪府内で空包譲受申請を行う場合のみ）
(6)建設用びょう打銃用空包消費者帳簿
- 提出部数 1部
- 手数料 2,400円（大阪府証紙を申請書に貼付）
- 1回に申請できる譲受数量は次のとおりです。
当該年度又は前年度に保安講習を受講した者 10,000個まで
前々年度に保安講習を受講した者 5,000個まで
その他の者 2,000個まで
ただし、薬量0.4g以下の空包に限る場合には、それぞれの数量の2倍の個数まで

【コンクリート破碎器の場合】

- 建築工事、建設工事、土木工事等に用いるため、同一の消費地において1日につきコンクリート破碎器を150個以下消費する場合は、無許可消費ができるため、譲受許可申請をすることとなります。

○ 提出書類

- (1)火薬類譲受許可申請書
- (2)火薬類取扱者名簿
- (3)コンクリート破碎器作業主任者技能講習修了証の写し
- (4)コンクリート破碎器作業主任者の経歴書
- (5)誓約書
- (6)工事契約書の写し又は工事証明書
- (7)消費場所の位置図

○ 提出部数 3部 (正本1部、副本2部)

○ 手数料 2,400円 (大阪府証紙を申請書に添付)

※その他の無許可消費に伴う譲受許可申請については、保安対策課あてご相談ください。

大阪府収入証紙
貼付欄

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年月日
×許可番号	

火薬類譲受許可申請書

年月日

大阪府知事殿

代表者

印

名 称						
事務所所在地 (電話)	本社 事業所	TEL ()				
職 業						
代表者住所・ 氏名(年令)	(才)					
火薬類の種類 および数量						
譲受目的						
譲受期間 (1年をこえないこと)	年 月 日					からまで
貯蔵又は 保管場所						
消費に 関する 事項	目的 日時(期間) 場所	年 月 日 ~ 年 月 日				

- 備考 1 この用紙は、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。